

## 【鳥獣保護区等区域詳細一覧】

【国又は道指定鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域】  
 名称、区域、指定区分及び使用が禁止される特定猟具等は告示されています。  
 面積は参考に記載しています。

記 載 内 容
(鳥獣保護区の場合) 《番号》：国指定鳥獣保護区、道指定鳥獣保護区ごとに付した整理番号(地図上では、この番号のみを①(国指定鳥獣保護区)、②(道指定鳥獣保護区)というように記載しています。) ①：名称(面積) * *ha [特保 * *ha] [指定区分] ②：区域表示 [特保] (特保の区域) ③：存続期間(告示年月日・告示番号)
(特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域の場合) 《番号》：区域に付した整理番号(地図上では、この番号のみを①というように記載しています。) ①：名称(面積) * *ha ②：特定猟具、指定猟法の種類 ③：区域表示 ④：存続期間(告示年月日・告示番号)

注意：[特保]は特別保護地区です。

特に国有林や道有林については、指定区域の告示後に林班表示等が変更され、指定区域の告示の表示と現在の林班表示等が異なる場合がありますが、その区域が指定区域であることに変更はありませんのでご注意ください。

## 【国指定鳥獣保護区】

- 《1》① **大黒島鳥獣保護区** 107ha[特保107ha] [集団繁殖地]  
 ② 北海道厚岸郡厚岸町所在の大黒島及び大黒島の平均海面時の海岸線から沖合1km以内にある岩礁 [特保]大黒島鳥獣保護区全域  
 ③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日  
 (H24.9.28 環境省告示第139号[特保 環境省告示第140号])

- 《2》① **釧路湿原鳥獣保護区** 17,241ha[特保9,829ha] [希少鳥獣生息地]  
 ② 北海道川上郡標茶町と釧路郡釧路町との境界線と北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点を起点とし、同所から同本線を南東に進み同町所在東7号の東側との交点に至り、同所から同東7号を北進し同町トリトウシ原野南1線44番との交点に至り、同所から同44番と同43番2の境界線を南東に進み同46番との交点に至り、同所から同44番と同46番の境界線及びその延長線を北東に進み同町所在南1線の北側境界線との交点に至り、同所から同南1線を南東に進み同47番2との交点に至り、同所から同45番2と同47番2の境界線及びその延長線を北東に進み標茶町と釧路町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み町道旧釧路網走線との交点に至り、同所から同町道を南進し釧路町達古武67番1と同67番2の境界線との交点に至り、同所から同67番1の境界線を西進し同67番1と同44番4の境界線との交点に至り、同所から同境界線及びその延長線を西進し同68番1の境界線との交点に至り、同所から同68番1の境界線を西進し同68番3との交点に至り、同所から同68番3の境界線を南進し町道達古武2号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点に至り、同所から同本線の西側境界線を南西に進み釧路川左岸堤防の堤外側基部から30mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南西に進み旧雪裡川右岸の延長線との交点に至り、同所から同線及び旧雪裡川右岸を東進し環境省所管国有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進んだ後西進し国土交通省所管国有地境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し釧路市道鶴野広線北側基部との交点に至り、同所から同市道北側基部を西進し国有地と釧路市有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し財務省所管国有地と国土交通省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から財務省所管国有地の境界線を西進後北西に進み温根内川との交点に至り、同所から同川を西進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進後西進後北進し鶴居村所在南七線との交点に至り、同所から同線を西進し国有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同村所在幌呂原野南五線16番と18番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村所在南5線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在幌呂原野南5線22番と同22番4との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同4番と同24番4との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同村所在南6線との交点に至り、同所から同線を東進し同村所在東7号との交点に至り、同所から同線を南進し同村所在南7線との交点に至り、同所から同線を東進し国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し鶴居村有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村所在字幌呂原野南5線52番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同村1号支線明渠排水の北側との交点に至り、同所から同明渠排水の北側を東進後北東に進み(同明渠排水を除く)同村所在東7号との交点に至り、同所から同東7号を北進し幌呂川右岸堤防の北側基部との交点に至り、同所から同堤防の北側を西進し道道53号線東側基部との交点に至り、同

所から同道道東側を北進し中雪裡2号幹線明渠排水路を西側に延長した線との交点に至り、同所から同線を東進し同排水路に至り、同所から同排水路を東進し雪裡川との交点に至り、同所から同排水路を東側に延長した線を東進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同村所在北1線との交点に至り、同所から同北1線を東進し同村所在西6号との交点に至り、同所から同西6号を北進し普通河川右岸との交点に至り、同所から同川右岸及びその延長線を東進しツルハシナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進しツルハシナイ1号川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同村所在北3線との交点に至り、同所から同北3線を東進し同村所在東西基線との交点に至り、同所から国有地と民有地との境界線を北進し標茶町と鶴居村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しオンネナイ幹線排水路の南側との交点に至り、同所から同排水路の南側を東進し久著呂幹線明渠排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東に進み川上郡標茶町字久著呂原野北10線20番1の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同9043番の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同9043番の北端に至り、同所から国有地と民有地の境界線を北進しコッタロ林道との交点に至り、同所から同林道を東進し道道久著呂原野塘路線との交点に至り、同所から同道道を横断し国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進後南東に進み北進後南東に進み北東に進み国有地と川上郡標茶町有地との境界線との交点に至り、同所から同町有地と民有地との境界線を北進し国有地と町有地との境界線との交点に至り、同所から国有地と民有地の境界線を北進し国有地と川上郡標茶町所在字オソツベツ原野23線との境界線との交点に至り、同所から同字オソツベツ原野23線と同町所在字オソツベツ原野6番2との境界線を北進し同字オソツベツ原野23線と同字オソツベツ原野24線との境界線との交点に至り、同所から同24線と同字オソツベツ原野6番2との境界線を北進し同字オソツベツ原野24線と同字オソツベツ原野25線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字オソツベツ原野25線34番と同36番との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同町所在北25線との交点に至り、同所から同字オソツベツ原野25線33番と同35番との境界線を北進し同字オソツベツ原野25線と同字オソツベツ原野26線との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同町所在北28線との交点に至り、同所から同28線を南東に進み財務省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み後南東に進み後南西に進み同国有地と同町有地の境界線との交点に至り、同所から町有地と国土交通省所管国有地との境界線を南進し同国有地と財務省所管国有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し五十石川北岸との交点に至り、同所から五十石川及びその延長線を南東に進み標茶右岸築堤南側基部との交点に至り、同所から同築堤を北東に進み町道との交点に至り、同所から町道及びその延長線を南進し国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から旧町道を南東に進み明渠排水路との交点に至り、同所から同排水路を南西に進み同町所在北26線から北に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北西に進み国有地と民有地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標茶町所在北26線との交点に至り、同所から同北26線を西進し釧路川河川区域の左岸側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し北海道旅客鉄道株式会社釧網本線の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し釧路川左岸との交点に至り、同所から釧路川左岸を南西に進み財務省所管国有地との交点に至り、同所から同国有地と民有地の境界線を南進し旧コッタロ林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み道道シラルトロ湖線との交点に至り、同所から同道道を南進し標茶町所在北16線との交点に至り、同所から同線を東進し同町所在東6号との交点に至り、同所から同町コッタロ原野北16線37番2と同37番3の境界線を北進し同37番1の南西端に至り、同所から同37番1と同37番2の境界線を東進し同町コッタロ原野122番1の南西端に至り、同所から同122番1と同122番2の境界線を東進し同122番1と同町コッタロ原野北17線40番の境界線との交点に至り、同所から同40番と同町コッタロ原野122番2の境界線を東進し同町コッタロ原野北17線40番の南端に至り、同所から同42番3と同42番3との境界線を北東に進み同42番1の南端に至り、同所から同42番1と同42番3の境界線を北東に進み同38番3と同42番4の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同41番1と同41番2との交点に至り、同所から同41番1と同41番2の境界線を北東に進み同41番1の北端に至り、同所から同43番3と同44番8の境界線を東進し同町コッタロ原野北18線44番5の南端に至り、同所から同線44番1と同44番5の境界線を北東に進み同44番5の北東端に至り、同所から同町所在北18線を西進し道道シラルトロ湖線との交点に至り、同所から同道道を北東に進み国道391号線との交点に至り、同所から同国道を南進し国有地の北端に至り、同所から同国有地と民有地との境界線を東進し標茶町所在民有林352林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南側境界線を東進し同330林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南側境界線を東進し同331林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の東側境界線を北進し同333林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の南側境界線を東進し国有林と民有林との境界線との交点に至り、同所から国有林の南側境界線を南東に進み同町所在民有林328林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の北西側境界線を南西に進み同国有林との境界線との交点に至り、同所から国有林の西側境界線を南進し同町所在民有林327林班の西側境界線との交点に至り、同所から同林班の西側境界線を南進し民有林シラルトロ線との交点に至り、同所から同林道を西進し同町所在民有林314林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の北側境界線を西進し同町所在字シラルトロロ12番3との境界線との交点に至り、同所から同12番3の北側境界線を西進し同15番1との境界線との交点に至り、同所から同15番1の南側境界線を西進し国有地との境界線との交点に至り、同所から同国有地と民有地の境界線を西進し国道391号線との交点に至り、同所から同国道を南進し同国道と塘路林道の南側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同林道を東進し同林道と塘路湖岸線とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を東進し国有地との境界線との交点に至り、同所か

## 【国指定鳥獣保護区】

ら同境界線を東進後南進し国有地と同町所在民有林287林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の境界線を東進後南進し同町所在民有林288林班一小班と同林班二小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同町所在字塘路原野132番地との境界線との交点に至り、同所から同132番地の南側境界線を南進後東進し同410番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進後南進し同440番地との境界線との交点に至り、同所から同440番地の境界線を西進後南進し同127番1との境界線との交点に至り、同所から同127番1の境界線を南進後西進後北進しアレキナイ川との交点に至り、同所から同川を北進し同町所在阿歴内北7線との交点に至り、同所から同線を西進し同町所在字塘路原野124番457の境界線との交点に至り、同所から同124番457の東側境界線を北進し同124番457の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し普通河川との交点に至り、同所から同河川を西進し同町所在民有林287林班境界線との交点に至り、同所から同287林班の南側境界線を西進後北進し同町所在字塘路原野119番1との境界線との交点に至り、同所から同119番1と同119番2の境界線を西進し同町所在阿歴内原野北七線160番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同160番2との境界線との交点に至り、同所から同160番1と同160番1との境界線を西進し同113番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同175番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進後西進し同113番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し塘路湖湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を西進しアレキナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み北海道旅客鉄道株式会社綱網本線の西側との交点に至り、同所から同本線の西側を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

③ 平成30年11月1日～平成50年10月31日

(H30. 10. 25 環境省告示第87号[特保 環境省告示第88号])

### 《3》① ウトナイ湖鳥獣保護区 510ha[特保510ha] [集団渡来地]

② 北海道苫小牧市字植苗150-3番地の北端を起点とし、同所から同地番と河川敷の境界線を南東に進み、字植苗37番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点を西に延伸する線と字植苗150-3番地との交点に至り、同所から字植苗37番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点を見通した線を東進し、字植苗37番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点に至り、同所から33番地の南側に位置する道路と国有地の境界線を南東に進み、国有地と字植苗5-5番地との交点に至り、同所から5-5番地の北側に位置する道路と字植苗5-5番地の境界線に沿って南東に進み、同番地の南端と国有地の交点に至り、同所から国有地と国有地の南側に位置する道路との境界線に沿って南西に進み、国有地と字植苗と字柏原との字界の交点に至り、同所から字植苗と字柏原の字界を南西に進み、同字界と河川敷の交点に至り、同所から国有地と字沼ノ端250-2番地の交点を見通し、その見通し線を西北に進み、国有地と字沼ノ端250-2番地の交点に至り、同所から字沼ノ端250-2番地の西端と河川敷の交点を見通し、その見通し線を西北に進み、字沼ノ端250-2番地と字沼ノ端と字植苗の字界の交点に至り、同所から沼ノ端と字植苗の字界を北進し、同字界と国道36号線の交点に至り、同所から国道36号線と河川敷の境界線を北進し、国道36号線と河川敷と字植苗156-4番地の交点に至り、同所から字沼ノ端250-2番地と河川敷の境界線を東南に進み、字植苗156-4番地と河川敷と字植苗157番地の交点に至り、同所から字植苗157番地と河川敷の境界線を東南に進み、字植苗157番地と字植苗156-1番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗156-1番地と河川敷の境界線を東南に進み、字植苗156-27番地と字植苗156-6番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗156-6番地と字植苗156-27番地、156-12番地の境界線を北東に進み、字植苗156-6番地と字植苗156-12番地と河川敷の交点に至り、同所から河川敷と字植苗156-12番地の境界線を北東に進み、字植苗156-12番地と字植苗155-3番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗156-12番地と字植苗155-3番地の境界線を北西に進み、字植苗156-12番地と字植苗155-3番地と字植苗154-50番地との交点に至り、同所から字植苗155-3番地と字植苗154-50・94・93・48・47・46・45・44・43・42・55・41・3番地の境界線を北東に進み、字植苗155-3番地と字植苗154-3番地と字植苗153-12番地と字植苗153-2番地の交点に至り、同所から字植苗153-2番地と字植苗153-12・8・3・5の境界線を北東に進み、字植苗153-2番地と字植苗153-5番地の東端との交点に至り、同所から字植苗150-15番地と字植苗150-2番地と字植苗774番地の交点を見通し、その見通し線を北東に進み、字植苗150-15番地と字植苗150-2番地と字植苗774番地の交点に至り、同所から字植苗150-2番地と字植苗150-15・16・17・18・59・19・39・40・60・41・61・42・43・44・7・57・6・55との境界線を北東に進み、字植苗150-2番地と字植苗150-55番地と字植苗143-6番地と字植苗144-2番地の交点に至り、同所から字植苗143-6番地と字植苗144-2番地の境界線を北東に進み、字植苗144-2番地と字植苗143-3番地と字植苗143-5番地との境界線を北東に進み、字植苗143-3・10番地と字植苗142-4番地の交点に至り、同所から字植苗142-3番地と字植苗142-4番地及び字植苗140-30・31番地の境界線を北東に進み、字植苗142-3番地と字植苗140-31番地と字植苗141-3番地の交点に至り、同所から字植苗141-3番地と字植苗140-31・32・33・34との境界線を北東に進み、字植苗141-3番地と字植苗140-34番地と字植苗140-3番地の交点に至り、同所から字植苗140-3番地と字植苗140-34・35・36・66・93・95の境界線を北東に進み、字植苗140-3番地と字植苗140-95番地の東端との交点に至り、同所から字植苗140-3番地と字植苗139-61・59番地との交点を見通し、その見通し線を北東に進み、字植苗140-3番地と字植苗139-61・59番地との交点に至り、字植苗140-3番地と字植苗139-59・60・56・5・108の境界線を東南に進み、字植苗140-3番地と字植苗139-108番地と字植苗150-3番地との交点に至り、同所から字植苗139-108番地と字植苗150-3番地の境界線を北進し、字植苗150-3番地の北端に至る線により囲まれる区域

[特保]ウトナイ湖鳥獣保護区全域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日

(H23. 9. 30 環境省告示第67号[特保 環境省告示第68号])

### 《4》① 天売島鳥獣保護区 551ha[特保117ha] [集団繁殖地]

② 北海道苫前郡羽幌町所在の天売島の区域（暑寒別天売尻国定公園の普通地域内所在の地先岩礁を含む。） [特保]天売島鳥獣保護区のうち、大字天売字千鳥ヶ浦9-1、9-2及び9-3の区域、千鳥ヶ浦10のうち豊畑-17と豊畑-18-1との境界線を見透かした線より南側の区域並びに豊畑-80及び豊畑-81の区域（ゴメ岬から赤岩に至る地先岩礁を含む。）

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日

(H23. 9. 30 環境省告示第65号[特保 環境省告示第66号])

### 《5》① ユルリ・モユルリ鳥獣保護区 199ha[特保31ha] [集団繁殖地]

② 北海道根室市昆布盛所在のユルリ島、モユルリ島及び両島の平均海面時の海岸線から沖合い1km以内にある岩礁 [特保]北海道根室市昆布盛所在のモユルリ島

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日

(H23. 9. 30 環境省告示第70号[特保 環境省告示第71号])

### 《6》① 知床鳥獣保護区 44, 011ha[特保23, 736ha(特別保護指定区域1, 169ha)]

[希少鳥獣生息地]

② 北海道斜里郡斜里町所在国有林網走南部森林管理署1310林班ろ及びイからハマでの各小班、1311林班、1313林班ろ、イ及びロの各小班、1314林班ろ、イ及びハの各小班、1317から1381までの各林班の区域（1377林班に隣接する斜里郡斜里町ウトロ東428の1、429及びウトロ西179、201の各番地を含む）、目梨郡羅臼町所在国有林根釧東部森林管理署210林班は及びイ1の各小班、214林班い1及びイの各小班、217林班イ小班、221林班イ小班、222林班イ小班、224林班イ小班、225林班イ、イ1及びロの各小班並びに229から275までの各林班の区域並びに幌別川以北の斜里郡斜里町の区域（国有林の区域を除く。）並びに目梨郡羅臼町所在町有林1から16林班の各小班、目梨郡羅臼町北浜6の6、6の7、8の各番地、目梨郡羅臼町湯の沢9番地及び同9番地の北東端から目梨郡羅臼町所在国有林232林班の南西端の見通線から知床峠側の目梨郡羅臼町の区域（国有林の区域を除く。） [特保]国指定知床鳥獣保護区のうち北海道斜里郡斜里町所在国有林網走南部森林管理署1310林班ハ小班、1311林班イ小班、1313林班イ小班、1325林班ロ小班、1327林班イ小班、1328林班イ小班、1330林班イ小班、1331林班イ小班、1332林班イ及びハの各小班、1333林班イ小班、1334林班イ小班、1335林班、1336林班イ及びロの各小班、1337林班、1338林班イ小班、1340林班イ小班、1341林班イ及びニの各小班、1342林班イ及びロの各小班、1343林班ロ小班、1344林班ロ小班、1345から1375林班までの各林班、1378林班イ小班並びに1379林班イ小班、1380から1381の各林班の区域、目梨郡羅臼町所在国有林根釧東部森林管理署210林班は及びイ1の各小班、214林班い1及びイの各小班、217林班イ小班、221林班イ小班、222林班イ小班、225林班イ及びロの各小班、231林班ロ小班、233林班イ小班、234林班イ小班、235林班イ小班、237林班イ小班、240林班イ小班、242林班イ小班、243林班イ小班、245林班イ小班、246林班イ小班、247林班イ小班、248林班イ小班、249林班イ小班、250林班イ及びロの各小班、251林班イ小班、252林班イ小班、253林班イ小班、254林班イ小班、259林班イ小班、260林班イ小班、261林班イ小班、262林班イ小班、263林班イ小班、265林班イ小班、266林班イ小班、267林班イ及びロの各小班、269林班イ小班、270林班イからハマでの各小班、271林班イ小班、272から275までの各林班の区域並びに斜里郡斜里町大字遠音別村岩尾別102から107までの各番地、109の1番地、110の1番地、125から130までの各番地、142番地、144番地、163番地、354番地、355番地、356の1から3までの各番地、549の1から3までの各番地、550番地、551番地、553番地の区域及びこれらの区域に隣接した財務省及び環境省所管の国有地並びに同区域内の道路敷（通称「知床五湖」）の区域、知床岬灯台、灯台管理用通路敷及びエタシベ岩の国土交通省所管の国有地、ポンプタ川からタキノ川間の道有地、知床半島の斜里郡斜里町側に位置する岩礁のうち、鮪岩、カバルワタラ、イタシベワタラの区域（特別保護指定区域）国指定知床鳥獣保護区特別保護地区のうち北海道斜里郡斜里町（ポンプタ川からタキノ川の間）所在の道有地（但し、知床保安林管理車道を除く。）

③ 令和3年11月1日～令和23年10月31日

(R3. 11. 1 環境省告示第78号[特保 環境省告示第79号、特別保護指定区域 環境省告示第80号])

### 《7》① 浜頓別クッチャロ湖鳥獣保護区 2, 738ha[特保1, 607ha] [集団渡来地]

① 北海道枝幸郡浜頓別町所在旧国鉄山軽駅跡北西の北オホーツクサイクリングロードと町道山軽旧国道第2工区線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し猿払村と浜頓別町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国道238号線との交点に至り、同所から同国道を南東に進み町道山軽旧国道第1工区線との交点に至り、同所から同町道を西進し北オホーツク道立公園（昭和43年5月北海道告示962号）境界線との交点に至り、同所から同境界線をクッチャロ湖畔の地番界との交点に至り、同所から同地番界を町道クッチャロ湖畔5号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道クッチャロ湖畔1号線との交点に至り、同所から地番界を南に進み地番界見通線と北オホーツク道立自然公園境界線との交点に至り、同所から同境界線を国有林野境界に沿って進み起点に至る線に囲まれた区域 [特保]浜頓別クッチャロ湖鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署1098林班町「い」から「ま」まで、及び「く、ま、げ、こ、て、ト」の各小班並びに浜頓別町所管のクッチャロ湖の区域

③ 令和5年3月31日～令和25年3月30日

(R5. 3. 30 環境省告示第12号[特保 環境省告示第13号])

### 《8》① サロベツ鳥獣保護区 3, 739ha[特保3, 739ha] [集団渡来地]

② 北海道道44号稚咲内豊富停車場線と利尻礼文サロベツ国立公園（平成15年8月20日付け環境省告示第80号）の第1種特別地域と第3種特別地域との境界線の交点を起点とし、同所から、同国立公園第2種特別地域境界に沿って北進し10375番地と10376番地の境界の交点に至り、同所から10376番地との境界線に沿って北進し、10

376番地と9894番地との境界の交点に至り、この点から同国立公園第2種特別地域境界に沿って南進し同国立公園第2種特別地域と同国立公園第3種特別地域の交点に至り、この点から同国立公園第3種特別地域境界に沿って東進し、同国立公園第3種特別地域と町道サロベツ15支線との交点に至り、この点より同国立公園第3種特別地域の境界に沿って南進し、10643番地と7659-2番地の交点と同国立公園第3種特別地域の交点に至り、この点から、同国立公園第3種特別地域の境界に沿って東進し、同国立公園第3種特別地域と天塩郡豊富町7073-1番地（含まず）と10042-2番地の境界の延長と道路界との交点に至り、この点から同国立公園第3種特別地域境界に沿って南進し、同国立公園第3種特別地域境界と下エペコロベツ川との交点に至り、この点から、同川に沿って南西に進み天塩郡豊富町字上サロベツ7067-5番地の境界線とこの交点に至り、この点から同番地、9154番地および7068-6番地の境界線を東進し同国立公園第3種特別地域の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み天塩郡幌延町字下沼830-1番地と830-65番地との境界線との交点に至り、この点から同830-1番地と830-65番地から830-51番地までの境界線を順次進み同国立公園第1種特別地域の境界線との交点に至り、この点から同第1種特別地域の境界線に沿って東進し、同国立公園第3種特別地域の境界線との交点に至り、この点から同第3種特別地域の境界線に沿って東進し再び同国立公園第1種特別地域の境界線との交点に至り、この点から同第1種特別地域の境界線に沿って南進し、天塩郡幌延町字下沼921番地と1176番地の境界線との交点に至り、この点から同境界線に沿って南に進み1174番地（長沼）と921番地の境界線との交点に至り、この点から同境界線及び1174番地と859-1番地との境界線に沿って南進し道道972号浜里下沼線との交点に至り、この点から同道路を西進しサロベツ川との交点に至り、この点から同川に沿って北進し、下エペコロベツ・サロベツ川合流点の370m上流（左岸）から南北に引いた直線と河川（左岸）との交点に至り、同所から直線を北進し、豊富町と幌延町の境界との交点に至り、この点から同境界に沿って南西に進み同国立公園第3種特別地域の境界とサロベツ川との交点に至り、この点から同川に沿って北に進み同川と同国立公園第3種特別地域との交点に至り、この点から道道444号種咲内豊富停車場線に沿って東進し起点に至る線に囲まれた区域一円 【特保】サロベツ鳥獣保護区全域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日

(H23. 9. 30 環境省告示第63号【特保 環境省告示第64号】)

#### 《9》① 大雪山鳥獣保護区 35,534ha〔大規模生息地〕

② 上川郡東川町所在の国有林上川中部森林管理署330林班イ、ロの各小班並びに上川郡美瑛町所在の国有林上川中部森林管理署332林班イ、361林班イ、1038林班イ、1050林班イ、1052林班イ、1063林班イ、1075林班イ、ロ、ハ、ク、コ、キ及びメの各小班並びに上川郡上川町所在の国有林上川中部森林管理署2166林班イ、ハ、ニ及びチの各小班、2171林班イ、2175林班イ、2182林班イ、2192林班イ、2192林班イ、2284林班イ、2285林班イ、2298林班イ、2303林班イ及びビの各小班、2304林班イ、ろ及びイの各小班、2305林班イ及びビの各小班、2306林班イ、2307林班イ及びロの各小班、2308林班イ、2311林班イ、2312林班イ、2314林班イ、ロ、ハ、ト及びリ、2318林班イ、2318林班イ、2322林班イ、2323林班イ、2326林班イ、2337林班イ、2338林班イ及びロの各小班、2339林班イ、ロ及びム、2340林班イ、2340林班イ並びに空知郡南富良野町所在の国有林上川南部森林管理署44林班ロ、49林班イ、50林班イ、50林班イ並びに富良野市所在の国有林上川南部森林管理署405林班イ、406林班イ、407林班イ、407林班イ、408林班イ、409林班イ、409林班イ並びに空知郡上富良野町所在の国有林上川南部森林管理署417林班イ、418林班イ、419林班イ、420林班イ、422林班イ、ル及びワの各小班、423林班イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びオの各小班、425林班ロ、426林班ハ、434林班イ、434林班イ並びに河東郡上士幌町所在の国有林十勝西部森林管理署東大雪支署119林班イ、120林班イ、121林班イ、122林班イ、125林班イ、128林班イ、130林班イ、131林班イ、131林班イ及びロの各小班、132林班イ、193林班イ、193林班イ並びに上川郡新得町所在の国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1153林班イ及びニの各小班、1154林班イ、1158林班イ、1159林班イ、1165林班イ、1166林班イ、1167林班イ、1167林班イ、1168林班イ、1184林班イ、1185林班イ、1186林班イ、1191林班イ、1191林班イ、1196林班イ及びロの各小班、1197林班イ、ろ、イ、ロ及びハの各小班、1198林班ろ、ろ01、は、イ及びロの各小班、1199林班は、に、ほ、へ、イ及びロの各小班、1200林班ろ及びイの各小班、1202林班ろ、1206林班イ及びビの各小班、1207林班イ、イ及びロの各小班、1208林班イ及びイの各小班、1209林班イ、1210林班イ、1211林班ロ、1211林班ロ、1211林班ロ並びに上川郡上川町所在の道有林上川南部管理区13林班、25林班、26林班、27林班、28林班及び29林班並びに上川郡東川町所在の道有林上川南部管理区118林班、120林班、121林班、122林班、124林班、128林班、129林班、130林班、131林班及び132林班の区域一円

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日 (H23. 9. 30 環境省告示第69号)

#### 《10》① 濤沸湖鳥獣保護区 2,023ha【特保1,120ha】〔集団渡来地〕

② 国道244号と道道明生北浜線との交点を起点とし、同所から同国道を東進し道道柴浜清水水線との交点に至り、同所から同道路を南進し字浜清水137-21番地の西端から同道路横断方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同番地の西端に至り、同所から河川敷地界を東進し浦士別川右岸に至り、同所から同川右岸を南進し、市道山里浜清水水線との交点に至り、同所から同市道を西進し字浦士別46-8番地の地帯界と東側境界線との交点に至り、同所から同地帯界を北進し同道路との交点に至り、同所から同所と字浦士別53-9番地の南東端とを結ぶ直線を西進し同番地の南東端に至り、同所から市道浦士別濤沸線を西進し市道山里浜清水水線との交点に至り、同所から同市道を西進し字音根内59-3番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同境界線を延長した線と58-1番地の南側境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を北進し378-2番地の北側境界線との交

点に至り、同所から同境界線を西進し377-1番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み市道音根内濤沸川上線との交点に至り、同所から同市道を西進し道道明生北浜線との交点に至り、同所から同道路を北進して起点に至る線に囲まれた区域 【特保】濤沸湖の平均水位の水際線に囲まれた区域及びこれに隣接する河川敷地の区域（道道柴浜清水水線の区域を除く。）

③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日

(H24. 9. 28 環境省告示第135号【特保 環境省告示第136号】)

#### 《11》① 厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区 13,064ha【特保9,039ha】

〔集団渡来地〕

② 北海道厚岸郡厚岸町字神岩30番地の南西端から方位180度に引いた直線と厚岸湖汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を東進し厚岸大橋との交点に至り、同所から同橋を北進し同汀線に至り、同所から同汀線を東進し字住の江町4丁目20番地と21番地の境界線との交点に至り、同所から境界線を北進し尾幌川右岸河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を西進し同字13番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し100m進んだ地点に至り、同所から同河川敷地界と平行に西進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を西進し国道44号との交点に至り、同所から同道路を北進し字サンヌシ65番地の東端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同字65番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字52番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字51番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み字サッテツ7番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字6-1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字5-1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し別寒辺牛川右岸から西に200mの距離を引いた線との交点に至り、同所から同線を北進し同字5-9番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字5-4番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し国有未開地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字1-1番地の南東側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を南西に進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み字セタウシ85番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字84番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し79番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字21番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み民有林109林班3小班の北端に至り、同所から同所と同字21番地の東端とを結ぶ直線を東進し同境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の境界線に至り、同所から同所から方位210度の方向に引いた直線を西進し同字13番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字77番地との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字86番地の境界線との交点に至り、同所から同所厚岸町と川上郡標茶町との境界線とを最短距離で結ぶ直線を北西に進み同境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み標茶町民有林233林班15小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同小班的北端に至り、同所から同所から方位0度の方向に引いた直線を北進し片無去川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西進し道道厚岸標茶線の西側道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南進し字チャンベツ24-26番地の南端に至り、同所から同所から方位270度の方向に引いた直線を西進し町道茶安別第5号道路の西側道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南西に進み町道新拓2線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を西進し同道路敷地界と437林班3小班的南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線と431林班3小班的南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同小班的北東端に至り、同所から同所から真東に見通した線を東進し437林班3小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班5小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し429林班1小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班10小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し町道下茶安別牧場線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北進し片無去川左岸から北に200mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を東進し235林班40小班的境界線との交点に至り、同所から同小班的境界線を東進し同林班39小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班74小班的境界線との交点に至り、同所から民有林の境界線を北進し同林班60小班的北西端に至り、同所から同小班的境界線を北東に進み同小班的北東端に至り、同所から同所233林班31小班的北端とを結ぶ直線を北西に進み同小班的北端に至り、同所から同所と同林班24小班的西端とを結ぶ直線を北西に進み同小班的西端に至り、同所から同小班的境界線を北東に進み同小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を北東に進み南2線の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し道道厚岸標茶線の東側道路敷地界との交点に至り、同所から同所から方位60度の方向に引いた直線を北東に進みチャンベツ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み230林班32小班と同林班31小班的境界線を延長した線との交点に至り、同所から同延長線を北進し同林班32小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同林班33小班的境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同小班的東端に至り、同所から同所と同林班34小班的北端とを結ぶ直線を南進し同小班的北端に至り、同所から同小班的境界線とを延長した線を南進し川上郡厚岸町と標茶町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し根釧西部森林管理署管内国有林212林班ロ小班と別寒辺牛川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し道道別厚岸線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地横断方向に引いた直線を南進し字糸魚沢1235番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同字1211番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し別寒辺牛1号農道の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南進し字別寒牛83番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し別寒辺牛川の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を南に進み

【国指定鳥獣保護区】

同字77番地と国有未開地との境界線の交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南進し同字17番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同字20番地と国有未開地との境界線との交点に至り、同所から国有未開地の境界線を南西に進み同字1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字9番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字8番地の境界線に至り、同所から同境界線を東進し字チライカリベツ29番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字28番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字29番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字26番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同字27番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み字別寒辺牛7番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し字神岩62番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字63番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字30番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同番地の南西端に至り、同所から同所から真南を見透した線を南進し起点に至る線に囲まれた区域（国道44号の道路敷地の区域を除く。）、厚岸郡厚岸町字若松4番地と字トライベツ495番地との境界線とトライベツ川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み同川左岸から南に300mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を西進し字若松3番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の西端に至り、同所から同所と国有林201林班ロ小班の東端とを結ぶ直線を南西に進み同小班的境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北西に進み国有林312林班ロ小班と同林班ロ小班との境界線との交点に至り、同所から真南を見透した線を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内国有林201林班り小、ロ小班及びロ1小（202林班ニ2小に隣接する201小の南側境界線以南の国有林道PF第4支線沿いの区間を除く。）、202林班ニ2小及びニ2小、203林班ハ小、204林班ハ小、205林班ニ2小、206林班ハ小、207林班ハ小、208林班ホ小、210林班ト小及びト2小、211林班ハ小及びハ2小、212林班ロ小、213林班ニ小、214林班ニ小、218林班ロ小、224林班ホ小、225林班ニ小、226林班ホ小、228林班ハ小、229林班ハ小、232林班ロ小、233林班ハ小、234林班お1小及びハ小、236林班と小及びロからトまでの各小、312林班ロ小及び313林班ロ小の区域並びにこれらの区域内の林道の区域、厚岸郡厚岸町字サンヌシ31-5番地の南東端を起点とし、同所から同番地の境界線を西進し同字42番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字49番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しサンヌシ50番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し大別川河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道44号との交点に至り、同所から同道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町字チャンベツ16-2番地南端と厚岸町と標茶町の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北進し同字17番地の西側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を北進し同番地の南端に至り、同所から同番地の境界線を北進し同字15-1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字16-2番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域、根釧西部森林管理署管内国有林213林班ニ2小の境界線と川上郡標茶町字チャンベツ16-3番地の南側境界線を延長した線との交点を起点とし、同所から同延長線を南進し同番地に至り、同所から同番地の境界線を南進し国有林225林班ニ2小の境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町字藪散川の藪散布橋の西側境界線と藪散布沼汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を西進し字藪散布256番地の北端から方位0度方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字260番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字263番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同字264番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字265番地の境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を西進し藪散布界川の中心界との交点に至り、同所から同中心界を北進し藪散布川を中心界との交点に至り、同所から同川を北進し道有林釧路管理区49林班9小の南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同小班的境界線に至り、同所から道有林の境界線を北東に進み同字254番地と同字253番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線とを東進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し藪散布橋に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町字火散布の火散布橋の北西側境界線と火散布沼汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み字火散布347番地の西端から方位0度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し道有林釧路管理区49林班9小の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み民有林2班4小の境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を南東に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を北進し道有林45林班20小の北側境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を北西に進み民有林2林班14小の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し道有林45林班22小の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し民有林2林班15小の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み道有林43林班1小の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同1小と同字325番地との境界線との交点に至り、同所から同所から方位180度の方向に引いた直線を南進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し同字322番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字323番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南西に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南進し字北の沢47番地の西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線の交点に至り、同所から同境界線を北進し同字49番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み同字48番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し道有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し火散布3番地と同字4番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を南西に進み同汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み火散布橋との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域、厚

岸郡浜中町の道道琵琶瀬茶内停車場線の南側道路敷地界と琵琶瀬川右岸河川敷地界との交点を起点とし、同所から同河川敷地界を北進し字六番沢6022番地の境界線との交点に至り、同所から同線を北進し字霧多布湿原9000番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し大沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北東に進み同字6008-15番地との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み若山沼の河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を北西に進み同字2番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み新川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し同川右岸と字新川38番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同番地の南端に至り、同所から字新川と字新川西1丁目との境界線を北西に進み字新川西1丁目145番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み道道別厚岸線の道路敷地界から西に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し字仲の浜117番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道霧多布厚岸線の道路敷地界から西に100mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を南進し同字121番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し泥川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南進し琵琶瀬川の平均海面時の海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し字湯沸506番地の北端から方位270度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同字9000番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北西端に至り、同所から同所から方位0度の方向に引いた直線を北進し霧多布島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し同島の南東端に至り、同所から同所と嶮暮帰島の北東端とを結ぶ直線を南西に進み同島の北東端に至り、同所から同島の海岸線を南進し同島の南西端に至り、同所から方位270度の方向に引いた線とを西進し字琵琶瀬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬738-1番地の南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道別厚岸線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し琵琶瀬718番地の南西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し字霧多布湿原19番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し同字17番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同字20番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同境界線と同字10番地の南端とを最短距離で結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字9番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み字四番沢185番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字186番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を延長した線を北西に進み町道三番沢茶内停車場線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み道道琵琶瀬茶内停車場線の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し起点に至る線に囲まれた区域並びに霧多布島及び嶮暮帰島の海岸線から沖合500m以内にある岩礁 [特保]厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区のうち、以下の区域及び水域を除いた区域  
北海道厚岸郡厚岸町内の私有地の区域（厚岸町字別寒辺牛1番から8番までの区域を除く。）、同町字別寒辺牛の糸魚沢林道敷地の区域、川上郡標茶町の区域、J R根室本線線路用地の区域、J R根室本線線路用地界以北に位置する国道44号の中央線から南側に100mの幅を置いて引いた線と国道44号の北側道路敷地界から北側に100mの幅を置いて引いた線との間の区域及び道道上風連大別線の道路敷地の区域、厚岸郡厚岸町字東梅31-348番地と同字31-349番地との境界線を延長した線と厚岸湖の汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み厚岸大橋に至り、同所から同橋を北進し同汀線との交点に至り、同所から同汀線を東進し町道港町西5の中央線を延長した線との交点に至る線から沖合100m以内の水域、町道港町西5の中央線を延長した線と同汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北西に進み字住の江町1丁目60番地と63番地との境界線を延長した線との交点に至る線から沖合200m以内の水域及び同字1丁目60番地と63番地との境界線を湖面側に延長した線と同汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を北進し町道住の江町6号線の中央線を延長した線との交点に至る線から沖合100m以内の水域、厚岸郡厚岸町字若松4番地と字トライベツ495番地との境界線とトライベツ川左岸との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み同川左岸から南に300mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を西進し字若松3番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同番地の西端に至り、同所から同所と国有林201林班ロ小班の東端とを結ぶ線を南西に進み同小班的境界線との交点に至り、同所から国有林の境界線を北西に進み国有林312林班ロ小班と同林班ロ1小班との境界線との交点に至り、同所から真南を見透した線を南進し同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し起点に至る線に囲まれた区域、川上郡標茶町及び厚岸郡厚岸町に所在する根釧西部森林管理署管内国有林201林班り小、ロ小（202林班ニ2小に隣接する区域を除く。）、及びロ小、202林班ニ2小、203林班ハ小、204林班ハ小、205林班ニ小、206林班ハ小、207林班ハ小、208林班ホ小、210林班ト小、211林班ハ2小、212林班ロ小、213林班ニ小、214林班ニ小、218林班ロ小、224林班ホ小、225林班ニ小、226林班ホ小、228林班ハ小、229林班ハ小、232林班ロ小、233林班ハ小、234林班お1小及びハ小、236林班と小及びロからトまでの各小312林班ロ小及び313林班ロ小の区域並びにこれらの区域内の林道の区域、厚岸郡厚岸町字サンヌシ31-5番地の南東端を起点とし、同所から同番地の境界線を西進し同字42番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同字49番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進しサンヌシ50番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し大別川河川敷地界との交点に至り、同所から同河川敷地界を東進し国道44号との交点に至り、同所から同道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域、厚岸郡浜中町字藪散布203-12番地の北西端と同字190-2番地とを結んだ区域より東側の区域、厚岸郡浜中町字火散布11番地の西端から方位261度の方向に引いた直線より南側の区域、道道琵琶瀬茶内停車場線道路敷地の区域、厚岸郡浜中町字仲の浜120番地と同字121番地との境界線と泥川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を南進し海岸線に至り、同所から同海岸線を北進し字湯沸506番地の北端から方位210度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を東進し同番地の北端に至り、同所から同所と同字9000番地の北西端とを結ぶ直線を北東に進み同番地の北端に至

り、同所から同所から方位0度の方向に引いた直線を北進し霧多布島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し同島の南東端に至り、同所から同所と嶮暮帰島の北東端とを結ぶ直線を南西に進み同島の北東端に至り、同所から同島の海岸線を南進し同島の南西端に至り、同所から方位270度の方向に引いた線を西進し字琵琶瀬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬738-1番地の南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道別海岸線の道路敷地界との交点に至り、同所から同境界線を東進し琵琶瀬718番地の南西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字717番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字716番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字715番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字716番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し字霧多布湿原6002-16番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し字霧多布湿原6005-16番地と字琵琶瀬476-1番地との境界線を延長した線を北東にすすみ琵琶瀬大沼川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し琵琶瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し字霧多布25番地と同字26番地との境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を東進し同字121番地と泥川右岸との交点に至り、同所から字仲の浜120番地の南側境界線を延長した線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日

(H24. 9. 28 環境省告示第137号[特保 環境省告示第138号])

《12》① 風蓮湖鳥獣保護区 8,139ha[特保6,507ha][集団渡来地]

② 北海道根室市東梅の春国岱橋西側境界線の南端と風蓮湖汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を南西に進み第1東梅川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し国道44号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南西に進み川口94-1番地の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同91-1番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同79-1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同79-6番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同79-5番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み風蓮湖汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み野付郡別海町本別海9-11番地の東側境界線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を北進し国道244号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し同9-58番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同9-63番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国道244号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み西別川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進みオホーツク海汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み同町走古丹の東端に至り、同所から同所と根室市春国岱の西端とを結んだ直線を南進し同市春国岱の西端に至り、同所からオホーツク海汀線を北東に進み春国岱橋西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域 [特保]風蓮湖鳥獣保護区のうち、北海道根室市川口、東梅及び酪陽の区域(風蓮湖河川敷地を除く。)、野付郡別海町走古丹及び本別海の区域並びに平成3年11月農林水産省告示第1360号により指定された走古丹漁港の区域を除いた区域

③ 平成25年7月24日～平成45年7月23日

(H25. 7. 22 環境省告示第68号[特保 環境省告示第69号])

《13》① 宮島沼鳥獣保護区 41ha[特保41ha][集団渡来地]

② 北海道美瑛市宇大富所在の美瑛市所有地の一部 [特保]宮島沼鳥獣保護区全域

③ 令和4年11月1日～令和24年10月31日

(R4. 10. 31 環境省告示第80号[特保 環境省告示第81号])

《14》① 野付半島・野付湾鳥獣保護区 6,146ha[特保6,053ha][集団渡来地]

② 北海道標津郡標津町字茶志骨871番の西端を起点とし、同所から同番の境界線を東進し同町字茶志骨893番の南端に至り、同所から同番の境界線を北東に進み道道野付風蓮公園線との交点に至り、同所から同道路を東進し同町と野付郡別海町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東進し野付崎灯台の中心と同町字野付151の1番の南端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同町字野付151の1番の南端に至り、同所から同町所在根釧東部森林管理署1104林班の林班界を北進及び西進しポッコ沼岬の西端に至り、同所から同所と一本松岬の西端を結ぶ線を西進し同所に至り、同所から同所と喜楽岬の西端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と同町字尾岱沼7の45番の南端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から道有林の境界線を西進し国道244号との交点に至り、同所から同道路を北進し同町字尾岱沼8の91番の南西端に至り、同所から同番と河岸線との境界線を北進し春別川河口左岸に至り、同所から海岸線を9697メートル北進した点に至り、同所から同所と標津郡標津町字茶志骨871番のボンノウシ地区の南端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から同番の境界線を西進し起点に至る線により囲まれた区域(昭和26年6月農林省告示第243号により指定された尾岱沼漁港の区域を除く。)[特保]野付半島・野付湾鳥獣保護区のうち、北海道標津郡標津町字茶志骨地番871番の西端を起点とし、同所から同番の境界線を東進し同町字茶志骨893番の南端に至り、同所から同番の境界線を北東に進み道道野付風蓮公園線との交点に至り、同所から同道路を東進し野付郡別海町字野付154の1番の公衆用道路との交点に至り、同所から同道路を南進し野付崎灯台の中心と同町字野付151の1番の南端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線の西進し同町字野付151の1番の南端に至り、同所から同町所在根釧東部森林管理署1104林班の林班界を北進及び西進しポッコ沼岬の西端に至り、同所から同所と一本松岬の西端を結ぶ線を西進し同所に至り、同所から同所と喜楽岬の西端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と同町字尾岱沼7の45番の南端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から道有林の境界線を西進し国道244号との交点に至り、

同所から同道路を北進し同町字尾岱沼8の91番の南西端に至り、同所から同番と河岸線との境界線を北進し春別川河口左岸に至り、同所から海岸線を9697メートル北進した点に至り、同所から同所と標津郡標津町字茶志骨871番のボンノウシ地区の南端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から同番の境界線を西進し起点に至る線により囲まれた区域(野付郡別海町字野付63の12番の国有地の貸付地、同町所在根釧東部森林管理署1103林班イ1小班及びロ小班的区域並びに昭和26年6月農林省告示第243号により指定された尾岱沼漁港の区域を除く。)

③ 平成17年11月1日～平成37年10月31日

(H17. 10. 20 環境省告示第104号[特保 環境庁告示第105号])